

治部坂観光株式会社 索道安全報告書

令和3年度版

(令和2年12月～令和3年3月)

治部坂スキー場

治部坂第一ペアリフト、治部坂第一ペアリフトB線、治部坂第二ペアリフト



1 利用者の皆様へ

日頃より、当社の索道事業についてご利用並びにご理解を頂き誠にありがとうございます。

当社は、索道事業運営の第一に安全の確保を掲げ、法令の厳守とともに安全輸送に努めております。



本報告書は、鉄道事業法第19条に基づいて作成し、当社における索道施設の安全確保のための取組みや安全の実態をまとめて情報公開するものです。今後の事業に活用するため、ご利用する皆様からのご意見、ご感想を頂戴できれば幸いです。

治部坂観光株式会社（治部坂高原スキー場）

代表取締役 伊藤 義寛

2 基本方針と安全目標

・基本方針（輸送の安全を確保するための方針）

- （1）社長、役員及び職員は、一致団結して輸送の安全確保に努める。
- （2）輸送の安全に関する法令「運転取扱細則」、「整備細則」及び、本規程を良く理解するとともに、これを厳守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- （4）職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱に努める。
- （5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置を行う。
- （6）情報はもれないよう迅速、正確に伝える。
- （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努める。

・安全性の向上

索道施設及び職員等に関わる安全性向上のための施策は適宜見直すものとし、当該施設及びこれに基づく取り組みの実績、その他安全に関する情報については毎事業年度、これを取りまとめ安全報告書として公開する。

3 事故等の発生状況とその再発防止処置

- （1）索道運転事故 令和3年度、索道人身障害事故はありません。
- （2）災害 令和3年度、災害による運転停止はありません。
- （3）インシデント 令和3年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。
- （4）行政指導等 令和3年度、行政指導等はありません。

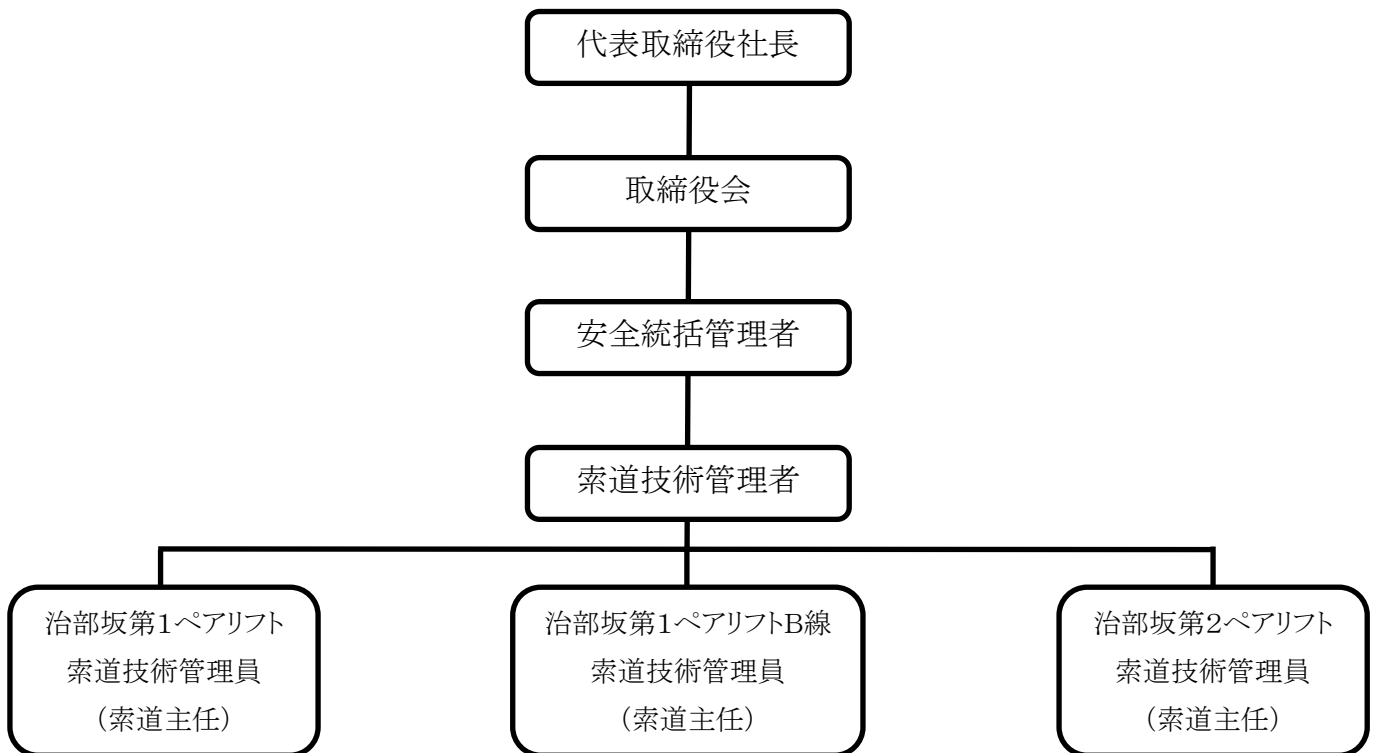
4 輸送の安全確保のための取り組み

- （1）社長及び、役員は輸送の安全を確保するため、索道事業の実績及び管理の体制を整備するとともに索道事業の実績及び管理の方法を定める。
- （2）社長及び役員は輸送の安全を確保するため、索道事業の実績及び管理の状況を把握し、必要な改善を行なう。
- （3）社長及び役員は輸送の安全確保に関する業務運営上の重要な決定の会議には、安全統括管理者を出席させ、安全統括管理者の行なうべき安全に関する報告及び意見を発表させるものとし、輸送の安全確保に関する業務について安全統括管理者の意見を尊重する。
- （4）社長及び役員は事件・事故の恐れのある事態、災害、その他の輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態の規模や内容等に応じ、対応方法及びその他の必要な事項を定め、職員等に周知徹底する。

5 当社の安全管理体制

当社の索道事業における安全管理体制は組織図のとおりとし、各責任者の役割及び権限は次の掲げるとおりです。

組織図



- (1) 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - (2) 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道全般の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他の技術上及び係員教育等の事項に関する業務を管理する。
 - (3) 索道技術管理員（索道主任） 索道儀津儒管理者の指揮の下、担当する索道の運行の管理、施設の保守の管理、その他の技術上の事項に関する業務を管理する。
- ・前項の責任者の選任、解任等については、これを役職員に周知する事により、輸送の安全確保に関する責任体制を明確にする。
 - ・第1項の責任者は、輸送の安全確保に関する情報に係わる相互の連絡を綿密にし、打ち合わせを正確に行なうことにより、各々の業務を適切に遂行できるように努める。

6 利用者の皆様の連携とお願い

お客様の声をかたちにするよう、努めてまいります。

より安全で信頼される索道に向けてお客様からお寄せいただく声を大切に、業務に反映していきたいと思っております。

治部坂観光株式会社

〒395 - 0501 長野県下伊那郡阿智村浪合 1192

TEL : 0265 - 47 - 1111 (代表) FAX : 0265 - 47 - 2032

HP www.jibuzaka.co.jp E-mail info@jibuzaka.co.jp